

お知らせ

種別	納期限	問合せ先
市・府民税(第1期)	7月31日火	税務課 ☎64-1318
国民健康保険税(第2期)		国保医療課 ☎64-1332
後期高齢者医療保険料(第1期)		国保医療課 ☎64-1374

▼口座振替・自動払込の人は7月30日(月)までに登録口座の預貯金残高を確認してください。また、バーコード付きの納付書はコンビニエンスストアでも納付できます。

▼納期限内に納付されなかったときは、督促状を発送します。督促手数料200円を加算します。▼滞納した場合、延滞金を徴収することもあります。また、滞納分の税の徴収は京都府地方税機構が行います。

サマージャンボくじ
7月9日から販売開始
販売期間 7月9日(月)～8月3日(金)
販売場所 全国の宝くじ売り場
内容 ①サマージャンボくじ(1等)5億円。前後賞:各1億円。②サマージャンボミニ(1等)5千万円。前後賞:各1千万円

健康・福祉

献血にご協力
日にち 7月17日(火)
時間 午前10時～午後1時15分
場所 アル・プラザ京田辺
問合せ先 健康推進課 ☎64-1335

市国民健康保険 特定健康診査
市は、特定健康診査・特定保健指導を行います。病気の早期発見や生活習慣の改善につなげ、健康な毎日を送りましょう。

自殺予防ゲートキーパー養成研修会(基礎編)
市は、悩んでいる人に寄り添って必要な支援につなげ、見守る人を養成する自殺予防ゲートキーパー養成研修会の参加者を募集します。
日にち 7月29日(日)
時間 午後1時30分～3時30分
場所 社会福祉センター
講師 京都文教大学 臨床心理学 部 准教授の松田美枝さん
定員 先着50人
申込方法 電話・FAXはがきで

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
抽選日 8月14日(火)
問合せ先 ㈱京都市 京都府 市町村 振興協会 ☎075-4411-0200

リチウムイオン電池
市のごみに出さないでパソコンや携帯電話などに使われているリチウムイオン電池は、圧縮や切断で発火する性質があります。通常の使用では危険はありませんが、ごみ処理場のように細かく砕いたり焼却したりする場所では、大きな事故につながります。

国民年金保険料 免除・猶予の申請受け付け
平成30年7月1日～31年6月分の国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付けます。
経済的理由で国民年金保険料の納付が難しい人は、申請し承認されると、最長2年1カ月前までさかのぼって納付を免除・猶予されます。また、学生には学生納付特例制度があります。申請せず未納のままいると、万が一のときに障害基礎年金などを受給できないことがありますので、早めに申請してください。免除・猶予の継続審査対象者以外の人は、毎年申請が必要です。

犯罪や非行のない地域をつくらう
7月は社会を明るくする運動の強調月間です。同運動は、青少年の健全育成、犯罪や非行のない明るく社会を築こうとする全国的な運動です。
6月28日、綴喜地区保護司会会長の前川金春さんが市役所を訪れ、社会を明るくする運動への協力を求める内閣総理大臣の

都市計画公園 変更案 説明会
日にち 7月8日(日)
時間 午前10時～正午
場所 コミュニティホール
内容 都市計画公園の変更について

聴覚障害児デイサービス
日にち 7月25日(水)・31日(火)・8月1日(水)・4日(土)・6日(月)・17日(金)・22日(水)・ほか2日
時間 午前10時～午後3時
場所 府聴覚言語障害センター(城陽市) など

車いす体験・施設ふれあい講座
日にち 7月12日(木)
時間 午後1時30分～4時
場所 府立洛南寮
対象 市内に在住・通勤する人
内容 車いすの現状について、車いすの体験や施設利用者との交流

お片づけ相談
日にち 7月5日(木)
時間 午後1時30分～4時
場所 社会福祉センター
対象 市内に在住する高齢者・障がい者
内容 家の中の荷物が多すぎて足の踏み場がないなどの相談に応じます。家具の移動や引っ越しの手伝いを行います。
問合せ先 社会福祉協議会 ☎62-5447

なりません。また、納付猶予を受けた場合は、10年以内に追納すれば、全額納付した場合と同額の年金を受け取れます。
■保険料免除制度
対象 20歳以上60歳未満で次のいずれかに該当する人
▼本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下▼失業などで保険料を納めることができない
▼年金手帳・基礎年金番号通知書・印鑑
平成28年12月31日以降に失業した人は、雇用保険受給者証・離職票などが必要です。また、1月2日以降に転入した人は、平成28年分かつ29年分の所得が分かる書類(所得課税証明書・税務署受付印のある確定申告書の写しなど)を持参してください。

納付猶予制度
対象 20歳以上50歳未満で、次のいずれかに該当する人
▼本人・配偶者の前年所得が一定額以下▼失業などで保険料を納めることができない
■申請に必要なもの
▼年金手帳・基礎年金番号通知書・印鑑
平成28年12月31日以降に失業した人は、雇用保険受給者証・離職票などが必要です。また、1月2日以降に転入した人は、平成28年分かつ29年分の所得が分かる書類(所得課税証明書・税務署受付印のある確定申告書の写しなど)を持参してください。

申請・問合せ先
▼市民年金課 ☎64-1333
▼京都府年金事務所 ☎075-643-2547

聴覚障害児デイサービス
日にち 7月25日(水)・31日(火)・8月1日(水)・4日(土)・6日(月)・17日(金)・22日(水)・ほか2日
時間 午前10時～午後3時
場所 府聴覚言語障害センター(城陽市) など

福祉医療費助成制度
市は、市内に在住する健康保険の加入者を対象に、医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成制度(以下表)を設けています。
■受給者証を更新
7月は同制度の受給者証の更新月です。現在交付を受けている人には、申請書を送付しています。更新手続きを行い、引き続き対象となる人には、7月中旬に新しい受給者証を郵送します。8月からは新しい受給者証で受診してください。手続きがまだの人や、新たに対象となる人は申請してください。

後期高齢者医療
市は、後期高齢者医療制度の加入者へ、7月中旬以降に次のものを郵送します。届いたら内容の確認をお願いします。
問合せ先 国保医療課 ☎64-1374
■平成30年度の保険料決定通知書
保険料の計算方法・軽減措置は下図のとおりです。
■被保険者証
今日は更新月です。氏名・住所・生年月日・一部負担金割合などを確認してください。一部負担金割合は、平成29年中の収入状況により判定します。
■限度額適用・標準負担額減額認定証
今日は更新月です。現在発行している同証の有効期限は7月31日です。平成29年中の所得状況により引き続き対象となる人には、8月1日から使用できる認定証を郵送します。
【医療費が高額になるときは申請を】
住民税非課税世帯の人は、医療費や入院時の食事代の自己負担額が軽減されます。必要なのは、事前に同証の申請をお願いします。また、8月以降、自己負担割合3割の人も限度額適用認定証が必要となる場合があります。

雑聴の子どもをサポート
日にち 7月14日(土)
時間 午前11時～午後2時(受け付けは午前10時30分から)
場所 府聴覚言語障害センター(城陽市)

見えない・見えにくい人のサテライト事業
日にち 7月11日(水)
時間 内容 午前10時30分～正午・個別相談・訓練 午後1時～3時・サロン・アウォン・アイパッド
場所 障害者生活支援センター
申込方法 個別相談・訓練は電話で申し込んでください。申込・問合せ先 京都ラ

メッセージを石井市長に伝達しました。また同期間中は、社会を明るくする運動京田辺市推進委員会も、市内で街頭啓発などを行います。
問合せ先 人権啓発推進課 ☎64-1336

夏の交通事故防止 府民運動
7月21日(土)～31日(火)は、夏の交通事故防止府民運動期間です。期間中、市と綴喜交通安全協会・田辺警察署は「サマーキッズ交通安全安全スタンプラリー」などに参加して、楽しく交通安全について学びましょう。
日にち 7月25日(木)
時間 午後1時～4時
場所 田辺公園プール
対象 小学生以下の子供と保護者
費用 無料
屋外プールサイドでのイベントはプール入場料が必要です。
問合せ先 計画交通課 ☎63-1219

都市計画公園 変更案 説明会
日にち 7月8日(日)
時間 午前10時～正午
場所 コミュニティホール
内容 都市計画公園の変更について

聴覚障害児デイサービス
日にち 7月25日(水)・31日(火)・8月1日(水)・4日(土)・6日(月)・17日(金)・22日(水)・ほか2日
時間 午前10時～午後3時
場所 府聴覚言語障害センター(城陽市) など

福祉医療費助成制度
市は、市内に在住する健康保険の加入者を対象に、医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成制度(以下表)を設けています。
■受給者証を更新
7月は同制度の受給者証の更新月です。現在交付を受けている人には、申請書を送付しています。更新手続きを行い、引き続き対象となる人には、7月中旬に新しい受給者証を郵送します。8月からは新しい受給者証で受診してください。手続きがまだの人や、新たに対象となる人は申請してください。

縦書き母子会
日にち 7月29日(日)
集合時間 午前9時(午後5時30分ごろ解散)
集合場所 京田辺市役所
対象 京田辺・八幡市に在住する

制度名	対象者	助成内容
老人医療	65歳以上70歳未満で、①②のいずれかに該当する人 ①昭和25年8月1日以前に生まれ、次のいずれかに該当する人 ・一人暮らし(所得制限あり) ・満60歳以上の人のみの世帯(所得制限あり) ・所得税が課せられない世帯 ②昭和25年8月2日以降に生まれ、所得税が課せられない世帯の人	医療費の自己負担分の一部を助成 住民税非課税世帯の人は「一部負担金限度額適用認定証」の申請をすると、外来・入院時の医療費の自己負担額が軽減されます。
障害者医療	①～④のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持っている ②療育手帳A相当(IQ35以下) ③身体障害者手帳3級を持ち、療育手帳B相当(IQ50以下) ④精神障がいのある人で障害基礎年金1級または2級を受給している	健康保険で受診したときの自己負担分を助成
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子どもと親	健康保険で受診したときの自己負担分を助成

後期高齢者医療
届いたら確認!

市は、後期高齢者医療制度の加入者へ、7月中旬以降に次のものを郵送します。届いたら内容の確認をお願いします。
問合せ先 国保医療課 ☎64-1374
■平成30年度の保険料決定通知書
保険料の計算方法・軽減措置は下図のとおりです。
■被保険者証
今日は更新月です。氏名・住所・生年月日・一部負担金割合などを確認してください。一部負担金割合は、平成29年中の収入状況により判定します。
■限度額適用・標準負担額減額認定証
今日は更新月です。現在発行している同証の有効期限は7月31日です。平成29年中の所得状況により引き続き対象となる人には、8月1日から使用できる認定証を郵送します。
【医療費が高額になるときは申請を】
住民税非課税世帯の人は、医療費や入院時の食事代の自己負担額が軽減されます。必要なのは、事前に同証の申請をお願いします。また、8月以降、自己負担割合3割の人も限度額適用認定証が必要となる場合があります。

エコで快適な夏を過ごそう!
環境課 ☎64-1366

省エネにご協力
市役所では、温室効果ガスの排出を抑制するため、10月31日まで夏のエコスタイルキャンペーンを行っています。期間中、空調の設定温度を28℃とし、ノーネクタイ・ノー上着で業務を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。市民の皆さんも、熱中症などに十分注意し、無理のない範囲で省エネにご協力をお願いします。

夏の省エネ・節電相談所
家庭の省エネ度合いを簡易診断し、身近にできる省エネ・節電の取り組み例を紹介します。
日にち=7月4日(木)
時間=午前10時～午後2時
場所=市役所2階市民ロビー
問合せ先=きょうたなへ環境市民パートナーシップ事務局(環境課内、☎64-1366)

七夕ライトダウン
環境省は、地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を行っています。七夕の夜は、電気を消して星空を眺めませんか。
日にち=7月7日(土)
時間=午後8時～10時

チャレンジエコアクション!
シリーズ① エコな暮らし編①
私たちが日常生活の中でさまざまな電化製品を利用しています。消費電力の内訳を見ると、約4割は、冷蔵庫(14.2%)・照明器具(13.4%)・テレビ(8.9%)・エアコン(7.4%)に使われています。これらを省エネできれば、温室効果ガスを削減できるだけでなく、家計の節約にもつながります。

シリーズ② 夏に起きやすい事故にご注意!
【事例①】古い扇風機で火災!
製造から10年以上経っている製品で、発火事故が多く発生しています。長期間の使用で部品が劣化し、異常に発熱したり火花が出たりして、周囲のほこりなどに着火することで起こります。次のような症状がある場合は、使用を中止してください。
▼羽根にひびが入っている
▼羽根の回転が遅い・不規則

【事例②】カセットコンロで爆発!
アウトドアや家庭内で便利なカセットコンロ。使い方を誤ると爆発を起こすことがあります。
▼コンロ全体を覆うような大きな鉄板を使うと、ボンベが熱くなり破裂することがあります。

保険料額の計算方法
保険料額 = 47,890円 + (総所得金額など - 33万円) × 9.39% (均等割額) (所得割額)

所得に応じた軽減措置
◎均等割額の軽減(被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定) 所得が基準以下の人は、保険料の均等割額が軽減されます。
※所得割額の軽減は廃止されました。

被扶養者だった人の軽減措置
後期高齢者医療に加入する前日まで健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者だった人は、所得割は掛らず、均等割額が5割軽減されます。
※詳しくは、新しい被保険者証に同封する「後期高齢者医療制度のしくみ」を確認してください。

ど用心! 暮らしの中の事故
~その製品、安全に使っていますか?~

【事例①】古い扇風機で火災!
製造から10年以上経っている製品で、発火事故が多く発生しています。長期間の使用で部品が劣化し、異常に発熱したり火花が出たりして、周囲のほこりなどに着火することで起こります。次のような症状がある場合は、使用を中止してください。
▼羽根にひびが入っている
▼羽根の回転が遅い・不規則

【事例②】カセットコンロで爆発!
アウトドアや家庭内で便利なカセットコンロ。使い方を誤ると爆発を起こすことがあります。
▼コンロ全体を覆うような大きな鉄板を使うと、ボンベが熱くなり破裂することがあります。

【問合せ先】
消費生活センター(産業振興課内、☎63-1240(平日午前9時～午後4時、正午～午後1時を除く))
参考: 製品評価技術基盤機構ホームページ